

(素案)

北九州市自転車活用推進計画

【概要版】

令和3年1月

(令和 年 月見直し)

北九州市

計画の概要

1 計画の趣旨

「北九州市自転車活用推進計画」は、北九州市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和3年1月に策定しました。

計画期間は、令和3年度から12年度までの10年間で、策定から概ね5年を経過したことから、これまでの取り組み内容の効果を検証したうえで、国の「第3次自転車活用推進計画（令和8年5月策定）」や、昨今の社会情勢等の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。

2 計画の区域・期間

計画区域：北九州市全域

計画期間：令和3年度（2021）～令和12年度（2030）【10年間】
（令和8年度中間見直し）

3 計画の位置づけ

本計画は、自転車活用推進法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画であり、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車施策における最上位の計画として定めるものです。

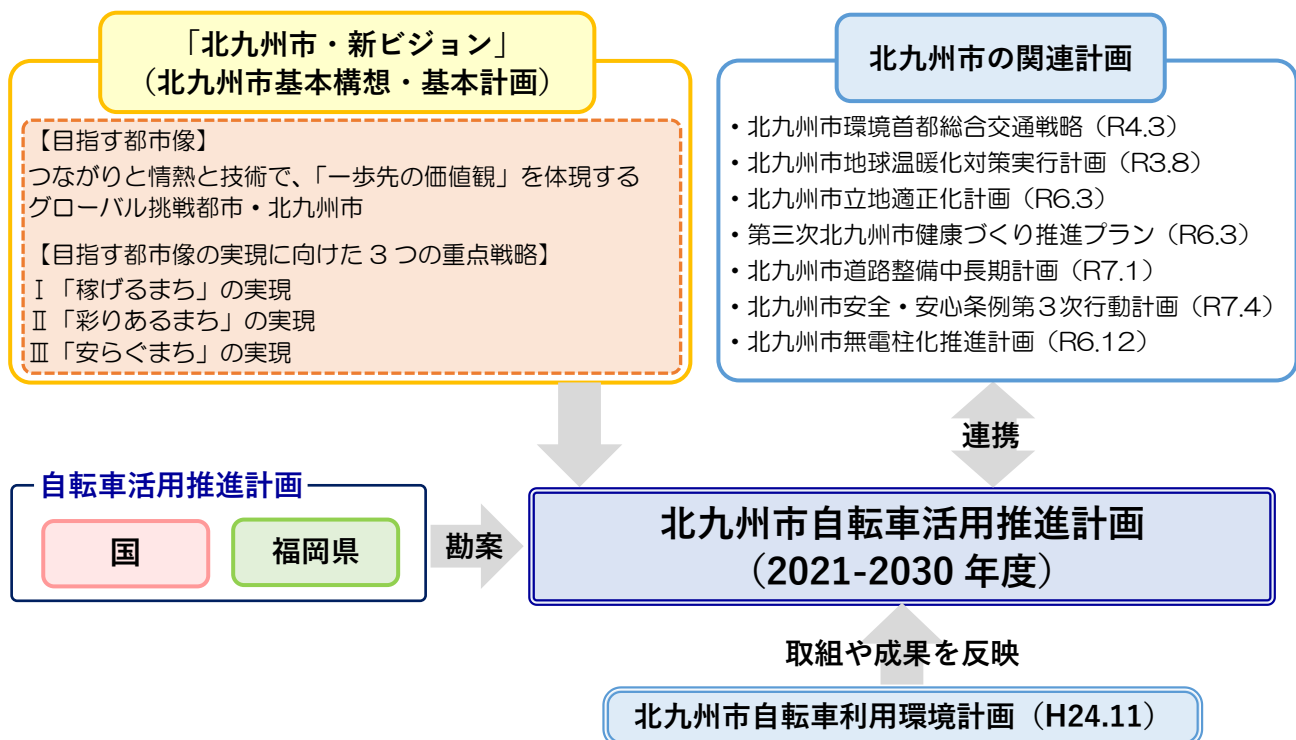


図 北九州市自転車活用推進計画の位置付け

自転車の活用を推進するための計画目標および施策の展開

本市における自転車の活用を計画的に推進するため、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、4つの計画目標を定めます。また、4つの計画目標を実現するため、それぞれの目標に応じたハード、ソフトの両面からの施策を展開します。

目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり

安全で快適な自転車通行空間を創出するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、双方の利便性を向上させることにより、道路交通の円滑化およびコンパクトなまちづくりを推進します。

施策1. 自転車通行空間ネットワークの形成

- (1) 自転車ネットワーク計画の策定
- (2) 自転車通行空間の整備

施策2. 利用しやすい駐輪環境の形成

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進
- (2) 市営有料自転車駐車場の利便性向上

施策3. 放置自転車対策の推進

- (1) 自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去
- (2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

施策4. シェアサイクル事業の推進

- (1) 効果的なシェアサイクルステーションの配置検討
- (2) 公共交通と連携したサービス導入検討

施策5. 情報通信技術活用の推進

施策6. サイクル&ライドの促進

- (1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進【再掲】
- (2) サイクルトレイン・サイクルバスの導入検討

施策7. 自転車利用の促進に関する情報発信の充実

目標2 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

自転車通行空間の整備とともに、交通安全に関する教育や啓発を通じて、自転車・歩行者・自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあう意識を醸成することにより、自転車だけでなく、歩行者や自動車にとっても安全な交通環境を創出します。また、自転車保険の加入促進や自転車盗難の防止などに取り組み、安心して自転車が利用できる環境づくりを推進します。

施策8. 自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】

施策9. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

- (1) 自転車利用に関する安全教育の推進
- (2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発
- (3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進
- (4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発
- (5) 安全に自転車を利用するためのアドバイスやサポートの実施

施策10. 自転車保険の加入促進

施策11. 自転車盗難の防止

- (1) 自転車盗難防止に向けた広報・啓発
- (2) 安全で安心な駐輪環境の整備
- (3) 防犯登録の普及促進

施策12. 災害時における自転車の活用

目標3 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

日常生活やスポーツ・レクリエーション活動における自転車利用の普及を推進することにより、市民の体力向上や健康増進を図るとともに、自動車利用から自転車や公共交通利用への転換を促進し、交通分野の脱炭素化を推進します。

施策13. 健康増進に関する広報・啓発

施策14. 自転車貸出し施設の活用

施策15. 身近な移動手段としての自転車利用の促進

- (1) 自転車通勤の促進
- (2) 自動車利用から自転車利用への転換

目標4 自転車を活用した観光・賑わいづくり

安全で快適な自転車通行空間を創出するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、双方の利便性を向上させることにより、道路交通の円滑化およびコンパクトなまちづくりを推進します。

施策16. サイクルツーリズムの推進

- (1) 広域モデルルート整備
- (2) サイクリストの受入環境の整備
- (3) 情報発信

施策17. シェアサイクル事業の推進【再掲】

目標 1 自転車を快適に利用できる環境づくり

施策 1. 自転車通行空間ネットワークの形成

小倉都心地区をはじめとする13の整備拠点について、自転車通行空間の整備を推進し、拠点内及び拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークの形成を図ります。

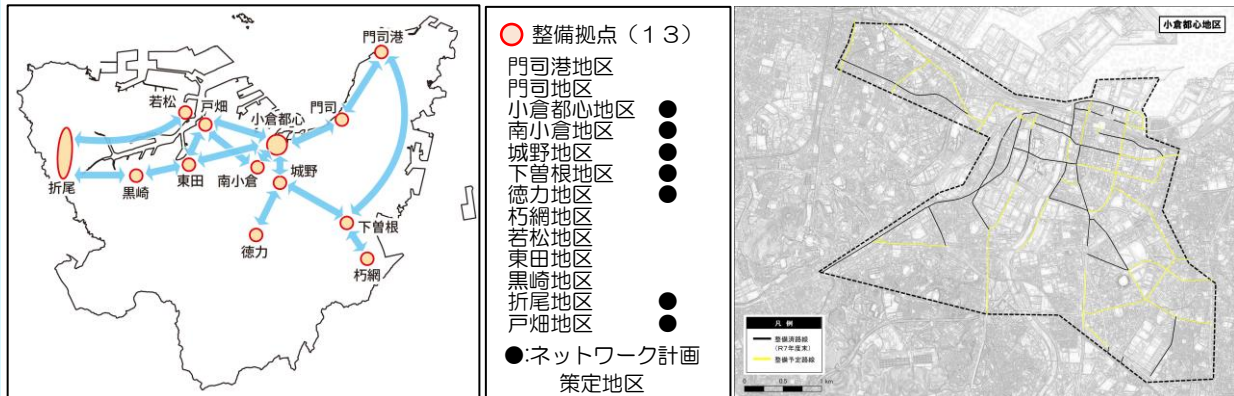


図 自転車通行空間ネットワーク形成のイメージ

図 ネットワーク計画図(小倉都心地区)

(1) 自転車ネットワーク計画の策定

自転車ネットワーク計画を構成する路線については、下記の項目を適宜組み合わせて選定します。

- ・自転車交通量の多い路線
- ・自転車事故の多い路線
- ・高校や大学へ接続する路線
- ・自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線
- ・情報通信技術を活用した利用実態に即した路線
- ・広域サイクリングルート選定路線 など

(2) 自転車通行空間の整備

対象路線の交通状況を総合的に勘案したうえで、交通管理者などと協議しながら適切な整備形態を選定します。

また、自転車利用者が、安全で快適に自転車通行空間を走行できるよう、適切な維持管理に努めます。

整備形態	整備イメージ
自転車道	歩道、自転車道、車道
自転車通行帯	歩道、自転車通行帯、車道
車道混在	歩道、車道
自転車歩行者道 (分離タイプ)	歩道、自転車歩行者道、車道
自転車歩行者道 (共存タイプ)	歩道、自転車歩行者道、車道

＜自転車通行空間の整備形態と整備イメージ＞

施策 2. 利用しやすい駐輪環境の形成

ニーズや利用特性に応じた駐輪施設の整備や主要駅等に設置した市営有料自転車駐車場の利便性向上により、利用しやすい駐輪環境の形成を図ります。

(1) ニーズや利用特性に応じた駐輪施設整備の推進

自転車利用や放置自転車の状況を踏まえ、目的や日時等の利用特性に応じた駐輪施設の整備を推進します。

(2) 市営有料自転車駐車場の利便性向上

自動入出庫機器の導入を進め、24時間365日の利用、キャッシュレス決済の利用など、利便性を向上させます。

また、電動アシスト付自転車や子ども乗せ自転車といった多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保に努め、自転車利用者にとって使いやすい施設を目指した取り組みを推進します。



＜西小倉駅前自転車駐車場＞
自動入出庫機器（自動ゲート）



＜小倉駅南口自転車駐車場＞
自動入出庫機器（個別式ロック）



＜戸畑駅前自転車駐車場＞
子ども乗せ自転車対応の駐輪スペース

施策3. 放置自転車対策の推進

自転車放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去のほか、駐輪ルールに関する広報・啓発などの取り組みの充実を図ります。

(1) 自転車放置禁止区域の指定と放置自転車の撤去

放置自転車の多い地域について、必要に応じて自転車放置禁止区域の指定を検討します。

また、自転車の放置の多い時期や時間帯などを踏まえ、効果的な放置自転車の撤去を実施します。

さらに、古くなった自転車放置禁止区域の路面標示の調査や更新を適宜行うなど、自転車放置禁止区域の周知に取り組みます。

(2) 駐輪ルールに関する広報・啓発

駐輪指導員による啓発や駐輪施設への誘導のほか、街頭啓発や市内の高等学校へのパンフレットの配布などの広報、啓発活動を継続的に実施します。



<放置自転車の撤去（夜間）>



<放置自転車の防止に関するパンフレット>

施策4. シェアサイクル事業の推進

公共交通の機能補完やまちの回遊性向上に寄与し、通勤・通学、買い物、観光、ビジネスと多様な用途への活用が可能な交通サービスであるシェアサイクル事業を推進します。

(1) 効果的なシェアサイクルステーションの配置検討

ステーションの数や位置が利便性に大きく関係するため、利用者ニーズや公共交通との連携などを踏まえた効果的なステーションの配置を検討します。

(2) 公共交通と連携したサービスの導入検討

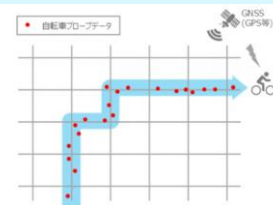


<ミクチャリステーション>

施策5. 情報通信技術活用の推進

自転車施策を客観的な根拠に基づき、効率かつ実効性のあるものとするため、情報通信技術の活用を推進します。

国が公開する交通事故情報や交通量等の「オープンデータ」に加え、シェアサイクルから得られる「GPS データ」等の活用により、実際の利用実態に即した自転車通行空間の効率的な整備や、優先的に整備すべき路線の選定を行います。



<自転車プローブデータのイメージ>

施策6. サイクル&ライドの促進

中長距離を移動できる公共交通と短距離を機動的に移動できる自転車の連携を図り、鉄道やバスに自転車をそのまま乗せられる「サイクルトレイン」、「サイクルバス」の導入を検討します。

施策7. 自転車利用の促進に関する情報発信の充実

本市のウェブサイト「スマートサイクルライフ北九州」において、自転車通行空間の整備状況や駐輪施設の位置をはじめとして、シェアサイクル、サイクル&ライド、自転車を活用した健康づくり、サイクルツーリズム、自転車利用におけるルールやマナーなど、自転車に関する情報を一元的に提供できるようなコンテンツの充実を図ります。



<自転車に関する総合情報ウェブサイト
スマートサイクルライフ北九州>

目標 2 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策 8. 自転車通行空間ネットワークの形成【施策 1 の再掲】

施策 9. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

安全教育や広報・啓発を計画的かつ継続的に推進し、交通ルールの周知徹底と市民の交通安全意識の向上を図ります。

(1) 自転車利用に関する安全教育の推進

幼児から高齢者まで、全ての市民が自転車を安全に利用するために必要な知識や技能の習得を図るため、ライフステージに応じた安全教育を推進します。



＜交通安全教室＞

(2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発

交通反則通告制度導入（いわゆる「青切符」制度）を機に、自転車の安全利用をさらに促進するため、全ての世代を対象に遵守すべき交通ルールの周知・啓発活動を推進します。

また、近年普及が進んでいる自転車による配達（デリバリーサービス）への交通安全対策の働きかけや、外国人に対する広報・啓発を推進します。

(3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進

自転車事故における死亡リスクの低減に有効なヘルメットの着用効果や必要性について、広報・啓発を行い、自転車利用時におけるヘルメットの着用を促進します。

(4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発

自転車販売事業者と連携し、自転車を利用する際の点検方法や点検の必要性などについての広報・啓発に取り組みます。

(5) 安全に自転車を利用するためのアドバイスやサポートの実施

自転車購入時における安全性の確保を図るため、自転車販売事業者と連携し、購入者に対する交通ルールや安全利用に関する説明を促進します。

また、自転車利用者の体格や利用目的に合った適切な自転車選びを支援するため、専門知識を有するスタッフが在籍する店舗情報の周知に取り組みます。

施策 10. 自転車保険の加入促進

近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事例が発生しています。万が一の事故への備えとしての自転車保険の必要性や県条例の周知について、広報・啓発に取り組みます。

自転車販売事業者と連携し、自転車購入時に、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や、加入の必要性について説明をするよう働きかけることで、自転車保険の加入促進を図ります。

施策 11. 自転車盗難の防止

自転車の盗難防止に向け、二重施錠や防犯登録の徹底などの広報・啓発に取り組みます。

(1) 自転車盗難防止に向けた広報・啓発

(2) 安全で安心な駐輪環境の整備

自転車の盗難やいたずら等の犯罪抑止を目的として、警察や関係団体と連携し、防犯カメラ設置などの対策を検討します。

(3) 防犯登録の普及促進

防犯登録の必要性や法律、条例などについての広報・啓発に取り組み、その普及促進を図ります。



＜自転車盗難被害防止啓発チラシ＞

施策 12. 災害時における自転車の活用

災害時の危機管理体制の強化や地域の安全・安心の向上を図ることを目的として、国や県による検討結果を踏まえ、災害時における自転車の活用を検討します。

目標 3 自転車を活用した市民の健康増進と脱炭素のまちづくり

施策 1 3. 健康増進に関する広報・啓発

多忙やきっかけがないことを理由に運動などをしていない市民が、日常生活の中に手軽に運動を取り込めるよう、自転車を利用した健康増進に関する広報・啓発に取り組みます。

施策 1 4. 自転車貸出し施設の活用

手軽にサイクリングが楽しめる施設を活用し、市民の運動習慣のきっかけづくりや子どもたちが自転車に乗る楽しさを体験し、自転車の日常利用に繋がっていくような機会の創出を図ります。

認知度を向上させるための情報発信をはじめ、周辺の観光資源を生かしたイベントの実施など利用促進に向けた取り組みを推進します。



＜河内サイクリングセンター＞



＜響灘緑地サイクリングターミナル＞

施策 1 5. 身近な移動手段としての自転車利用の促進

短・中距離の自動車利用について、身近な移動手段である自転車への転換を促進することで、脱炭素社会の実現に寄与していきます。

(1) 自転車通勤の促進

自転車利用者に対して健康維持・増進効果などを情報発信するとともに、市内企業に対して自転車通勤の効果、自転車通勤者の受け入れ環境づくりに関する情報提供を行います。

(2) 自動車利用から自転車利用への転換

短・中距離の移動において、公共交通と自転車を組み合わせた効率的な移動を促進します。

また、通勤・通学・観光といったあらゆるシーンで、自動車から自転車への利用転換を図り、脱炭素社会の実現に寄与します。

目標 4 自転車を活用した観光・賑わいづくり

施策 1 6. サイクルツーリズムの推進

自転車を活用した観光振興である「サイクルツーリズム」を推進するため、「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」と連携し、広域モデルルート of 整備やサイクリストの受入環境の整備、情報発信に取り組みます。（本市が関連する広域モデルルートは、下図⑤⑥）

(1) 広域モデルルートの整備

広域モデルルートの案内表示（路面標示、案内板）を設置します。

(2) サイクリストの受入環境の整備

サイクリストが気軽に休憩できる
サイクルステーションを整備します。

(3) 情報発信

市内で開催されるサイクルイベントなどの情報をタイムリーに発信し、市民参加を促すとともに、地域の賑わいづくりを促進します。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 福岡・糸島ルート | ：約 7.8km |
| ② 直方・宗像・志賀島ルート | ：約 9.0km |
| ③ あさくら・大刀洗周遊ルート | ：約 7.3km |
| ④ 久留米・うきは周遊ルート | ：約 7.7km |
| ⑤ 北九州（門司）・京築ルート | ：約 8.9km |
| ⑥ 北九州（門司）・芦屋ルート | ：約 4.4km |
| ⑦ 筑後周遊ルート | ：約 5.5km |
| ⑧ 豊前・東峰ルート | ：約 6.1km |
| ⑨ 那珂川・大牟田ルート | ：約 8.6km |
| ⑩ 直方・嘉麻・筑豊周遊ルート | ：約 11.0km |

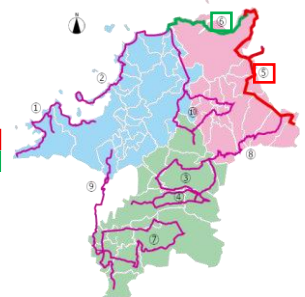


図 福岡県サイクルツーリズム広域モデルルート

施策 1 7. シェアサイクル事業の推進【施策 4 の再掲】

計画の推進

以下の指標を目標に掲げ、実施すべき施策に取り組んでいきます。

施策		指標	R 元年度末 実績	R7 年度末 実績	目標 R12 年度末
1	自転車通行空間 ネットワークの形成	自転車ネットワーク計画を主体とした 自転車通行空間の整備延長	39 km	55 km	85km
2	利用しやすい 駐輪環境の形成	駐輪施設を利用する人の割合	78%	87%	90%以上
3	放置自転車対策 の推進	自転車放置禁止区域内の 放置自転車撤去台数	1,240 台	805 台	600 台以下
4	シェアサイクル事業 の推進	シェアサイクル 1 日平均利用台数	177 台	330 台	500 台
7	自転車利用の促進に 関する情報発信の充実	ウェブサイト「スマートサイクル ライフ北九州」の 1 日平均閲覧数	180 回	181 回	360 回
9	自転車の安全利用に 向けた市民の 交通安全意識の向上	ルール・マナーが守られていると 感じる人の割合	65%	69%	80%以上
		年間の自転車関連事故件数	622 件 (令和元年)	417 件 (令和 7 年)	370 件以下 (令和 12 年)
10	自転車保険の加入促進	自転車保険の加入割合	52%	65%	100%
11	自転車盗難の防止	年間の自転車盗難件数	903 件 (令和元年)	1,312 件 (令和 7 年)	880 件以下 (令和 12 年)
13	健康増進に関する 広報・啓発	自転車の利用頻度が 月に数日以上という割合	20%	17%	30%
15	自転車通勤の促進				
14	自転車貸出し施設 の活用	河内サイクリングセンター及び 響灘緑地サイクリングターミナル の年間利用者数	46,000 人	27,550 人	50,000 人
16	サイクルツーリズム の推進	市内の広域サイクリングルート の整備数	—	0 ルート	2 ルート

北九州市都市整備局道路部道路維持課
〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1-1
TEL: 093-582-2274
E-mail: seibi-douroiji@city.kitakyushu.lg.jp